

令和3年度

流域下水道維持管理負担金の返還について

R3.11.25

柏市下水道事業経営員会 報告資料

# 1. 流域下水道維持管理負担金の返還とは

## ■流域下水道事業とは

- ・ 複数市の排出污水を集約して終末処理場で浄化する事業のこと  
(千葉県が事業主体)

## ■維持管理負担金とは

- ・ 流域下水道事業における維持管理費用（污水浄化や施設管理等にかかる費用）を，構成市が負担するもの

## ■負担金の支払，精算方法

- ・負担金の計算式は「当該市の汚水排出量×単価」
- ・見込排出量で計算し，年4回に分けて支払い
- ・毎年度最後の支払額から，入札差金等による余剰金見込額が減額される
- ・翌年度上半期に，前年度の汚水排出実績量と余剰金額を確定させて，精算を行う

## ■負担金の返還とは

- ・上記精算で余剰金が生じた場合は，翌年度に返還される
- ・昨年度までは支出額と差引していたが，県事業の企業会計化により返還形式になった

## 2. 返還額

	返還額（税込：円）	備考
手賀沼流域分	580,355,566	返還日：R3.7.30 (税抜：534,634,748円)
江戸川左岸流域分	7,742,655	
合計	588,098,221	

### 3. 返還額（約5億8千8百万円）の内容

#### ■返還額の主な理由

- ・ 県事業の修繕工事の入札不調で生じた余剰金によるもの
- ・ 汚水排出量の見込みと実績に大きな差は無かった

#### ■例年の状況

- ・ 汚水排出量の見込差や入札差金等により，例年2～3億円位の減額差引が行われている

#### <参考>

維持管理負担金額は年間30億円前後（R2：31億円 R1：27億円 H30：28億円）であり，1割程度の減額差引となっている

## 4. 課題と対応

### ■損益計算及び経営分析への影響

- ・営業費用に関する億単位の精算が翌年度に行われることは、当年度の損益計算や経営分析（経費回収率など）への影響が大きい

### ◎今後の対応等

- ・今回の精算が多額となった主な理由は、入札不調が年度末に発生し、年度内負担金支出額からの減額が困難だったためであり、一過性の性質が強い
- ・今後も多額の翌年度精算が続く場合は、県に予防策（入札事務の見直しなど）求めていく